

境界確定に関するよくある質問 Q&A

Q 境界確定の申請の受付時間は何時から何時になりますか？

A 午前8時30分～午後5時15分までとなります。

Q 立会の時間は何時になりますか？

A 立会の時間は、午前10時または午後2時を基本としております。申請地に集合してください。

Q 境界確定の申請から確定するまで、どの程度の期間が必要ですか？

A 概ね1ヶ月～3ヶ月程度が目安となっております。

Q 申請書の郵送は可能ですか？

A 可能ですが、書類不備の場合は補正を求めることとなりますのでご注意願います。

Q 申請にあたり、公共用財産境界確定申請書(第2号様式)と、法定外公共物境界調査申請書(第8号様式)の公図等の添付書類が同じ場合は一方の書類添付を省略してよいですか？

A 省略して構いません。

Q 登記簿謄本(全部事項証明書)は、インターネットで取得したものでも構いませんか？

A 構いません。ただし、要約書は不可。

Q 委任状は必ず必要ですか？

A 申請から立会、境界確定図の作成など、申請者が全ての実務を完了することができる場合を除き、土地家屋調査士や測量士などの事務取扱者に委任する場合は委任状は必要です。

Q 境界確定に係る費用は？

A 申請者の負担となります。

Q 境界確定の立会には誰を呼ぶのですか？

A 原則として隣接する土地所有者と対側地の土地所有者となります。対側地との間の道路幅員が4m以上あるなど、境界を確定しても対側地に影響がない場合はその土地所有者の立会を省略することができます。

Q 立会に来られない関係土地所有者がいる場合はどうしますか？

A 境界が確認できる図面や別日程での立会等、申請者または代理人の責任により、関係土地所有者に手続きや説明を行ってください。

また、出席できない関係土地所有者からの委任を受け、代理人が立会うこともできます。その場合は委任状を立会の際に提出してください。

Q 隣接土地所有者が境界には同意したが、境界確定図面への署名・押印は拒否されました。このような場合はどうしたらよいですか？

A 署名・押印はなくても境界確定図は有効なものとして扱うことができる場合がありますので市に相談してください。

Q 隣接地が共有名義のときも境界確定図に共有者全員の押印が必要ですか？

A 原則として共有者全員の押印が必要です。ただし、ほかの共有者からの委任を受けた代表者が境界に同意する意思がある場合はこの限りではありません。
この場合は、境界確定図に共有者代表と記載し、署名・押印してください。

Q 隣接土地所有者が死亡している場合も境界確定図に相続人全員の押印が必要ですか？

A 原則として相続人全員の押印が必要です。ただし、ほかの相続人からの委任を受けた代表者が境界に同意する意思がある場合はこの限りではありません。
この場合は、登記名義人 亡〇〇 〇〇 相続人代表と記載し、署名・押印してください。

Q 土地所有者が変更になった場合はどうしますか？

A 新しい土地所有者になることが分かる登記簿謄本(全部事項証明書)等を提出してください。

Q 境界が確定したので境界標を設置したい。市から杭や金属プレートをもらえますか？

A 市では境界標を支給していません。

Q 隣接する道路が国道や県道のときはどうしますか？

A 管理するのが国や県になりますので、それぞれ道路を所管する道路管理者に申請してください。

Q 以前境界が確定している自分の土地に設置した杭がいつの間になくなり、境界が分からなくなった。市で杭を設置しなおしてもらえますか？

A 市では滅失した杭等の復元は行っておりません。